

様式第2号の3（第6関係）

会議開催のお知らせ

令和7年度第4回介護保険運営協議会を次のとおり開催します。

令和8年1月13日

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会

- 1 開催日時 令和8年2月4日（水）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 一関保健センター多目的ホール（一関市山目字前田13番地1）
- 3 議題
 - (1) 報告事項
 - ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指導監査について
 - イ 令和7年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について
 - ウ 令和7年度地域連携推進会議の報告について
 - (ア) 一関西部地域連携推進会議
 - (イ) 一関東部地域連携推進会議
 - エ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について
 - オ 特別養護老人ホーム入所待機者調査結果について
 - カ 介護保険料算定における所得基準の改正について
 - (2) 審議事項
 - ア 地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定更新について
- 4 傍聴定員 5人
- 5 傍聴の可否及び手続
 - (1) この会議は、一部傍聴することができません。傍聴できない部分は、次のとおりです。

議題「(1) 報告事項 ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指導監査について」の部分
 - (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後1時25分までに開催場所においでください。

なお、開催時刻以降は、入室できません。

- (3) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順により傍聴者を決定します。
- (4) 傍聴できない理由は、次のとおりです。

議題「(1) 報告事項 ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指導監査について」には、公にすることにより法人の利益を害するおそれのある情報が含まれており、一関地区広域行政組合情報公開条例第7条第3号アに該当するため。

- (5) 会議の始め又は途中で、(1)に記載した議題以外の部分についても傍聴できないこととする場合があります。これは、審査、審議等を行う事項が、一関地区広域行政組合情報公開条例第7条に掲げる不開示情報に該当すると認められる場合等です。

6 傍聴の際の留意事項（新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策として）

- (1) 発熱又は咳等の症状がある場合は、傍聴を見合わせ願います。
- (2) 会議中に窓等を開けて換気を行うことがありますので、ご理解願います。

7 お問い合わせ先 一関地区広域行政組合介護保険課 電話0191-31-3223